

# がんばる企業を応援する 小規模事業者持続化補助金 公募要領の解説及び 申請書等作成支援セミナーの開催について

採択される事業計画・申請書のポイント  
・経営計画～現状分析と目標について  
・販路拡大に結び付けるための計画の書き方  
・簡潔に自分の考えを伝えるためには・・・

販路拡大を図るために、小規模事業者持続化補助金申請を検討されている事業者様を支援するセミナーです。  
今回初めて申請するかたはもちろん、過去に不採択となって再チャレンジするかたもご参加ください！

「小規模事業者持続化補助金」とは、小規模事業者が将来の事業承継も見据え、ビジネスプランに基づいた経営を推進していくため、**商工会・商工会議所と一体となって**経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援する制度であり、補助金の採択は、経営計画の審査を得て決定されます。

書類を作った時に、自分が書きたいことは長々とたくさん書けたが、他人が見たら理解してもらえないだろうか？ と思った経験はありませんか？自分が考えていることを申請書に全て書けたとしても、申請書を審査する審査員には全てが伝わるわけではありません。長々と書いた申請書では伝わらずに逆効果になることも多々あります。

2019年4月25日に公募開始となった小規模事業者持続化補助金の「国の政策（狙い）」を**充分理解**し、そのうえで申請に対する基本的な考え方とともに、ご自身の将来設計（経営計画）の立案、またそれを簡潔に申請書へ反映させるコツを解説いたします。

今回の小規模事業者持続化補助金の申請をお考えの小規模事業者様は是非ご参加ください。

## セミナータイトル・内容

平成30年度第2次補正予算・小規模事業者持続化補助金制度概要から見える政策と経営計画書作成の留意点

1. 過去の実績から見える小規模企業の動向
2. 平成30年度第2次補正予算・小規模事業者持続化補助金の概要説明
3. 経営計画書作成の目的とその内容について

日時 ① 令和元年5月 8日（水）13:30～16:30 / ② 同日 18:00～21:00

③ 令和元年5月10日（金）13:30～16:30 / ④ 同日 18:00～21:00

⑤ 令和元年5月14日（火）13:30～16:30 / ⑥ 同日 18:00～21:00

**内容は①～⑥どれもすべて同じです。出席しやすい日時を選択し申し込みください。複数参加いただいてもかまいません。**

会 場 犬山商工会議所会館 4階大研修室

講 師 犬山商工会議所 事業担当職員

受講対象者 市内の小規模事業者等（会員・非会員問わず）

申込・問合せ先 犬山商工会議所中小企業相談所 経営支援課（担当：今瀬）

TEL(0568)62-5233 FAX(0568)61-3986 メール imase@inuyama-cci.or.jp

# がんばる企業を応援する 公募要領の解説及び申請書等作成支援セミナー 申込書

月 日 申込

犬山商工会議所 行

必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申込みください。

FAX 0568-61-3986 mail: imase@inuyama-cci.or.jp

事業所名		参加者名	
所在地			
メールアドレス		電話番号	
業種区分(注1) 右記の3つから1つ 選択し○印ください。	①商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)【常時使用する従業員5人以下】 ②サービス業のうち宿泊業・娯楽業【常時使用する従業員20人以下】 ③製造業その他【常時使用する従業員20人以下】		
参加希望時間帯 ご希望の時間帯に ○印ください	① 5月 8日(水) 13:30~16:30 / ② 同日 18:00~21:00 ③ 5月 10日(金) 13:30~16:30 / ④ 同日 18:00~21:00 ⑤ 5月 14日(火) 13:30~16:30 / ⑥ 同日 18:00~21:00 内容は①~⑥どれもすべて同じです。出席しやすい日時を選択し申し込みください。複数参加いただいてもかまいません。		

(注1) 業種区分①~③のいずれかに該当しないと補助対象者とはなりません。

業種区分がご不明な場合は事務局へご相談ください。

・業種区分の具体的な考え方は、以下のとおり。

## 「商業・サービス業」

:「他者から仕入れた商品を販売する(=他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する)事業」、「在庫性・代替性のない価値(=個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値)を提供する事業」

## 「宿泊業・娯楽業」

:「宿泊を提供する事業(また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれる。)<日本標準産業分類:中分類75(宿泊業)>」

:「映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業<同:中分類80(娯楽業)>」

## 「製造業」

:「自者で流通性のあるモノ(ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む)を生産する事業、他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業(在庫性のある商品を製造する事業)」

\*「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業(建設業、運送業等)や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい場合は、「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用いる。

\*自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類

ご記入頂いた個人情報、主催者において説明会開催に関わる事務処理以外には使用致しません。また、第三者に承諾なく提供することはありません。ただし、主催者の説明会、各種支援策の案内等のためには使用する場合がございますのでご了承下さい。